

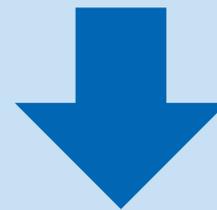
森友学園事案についての法律相談の文書(抜粋)

● 照会日：平成27年3月31日

(問7)

学校法人が希望する平成28年4月開校のためには、早く契約して着工しなければならない状態であり、学校法人は、貸付料の交渉が長期化して工期が遅れることを「国の責任である。」と主張している。

貸付料が折り合わない以上、契約はできないため国に責任はないと考えるが、今後の交渉において注意すべき点があれば確認したい。



● 回答日：平成27年4月2日

【回答】

相手方において、本件土地の貸付料につき、国が算出した予定価格を超える額の提案がないため契約締結に至らないとすれば、相手方の提示する貸付料を受託する義務は国にないため、相手方と契約を締結できないことにつき、**原則として国側に過失はないと考えられる。**

—中略— **可能な限り証拠を収集しておく必要があると考えられる。**

なお、—中略— 貴課職員において、相手方に契約の成立に対する強い信頼を与え、その結果相手方に費用の支出等をさせるような行為については、以後、慎むべきである。

売却価格決定にあたっての地下埋設物の撤去・処分費用の見積り方法

(平面での対象範囲の絞込み(5190㎡:赤字枠内))

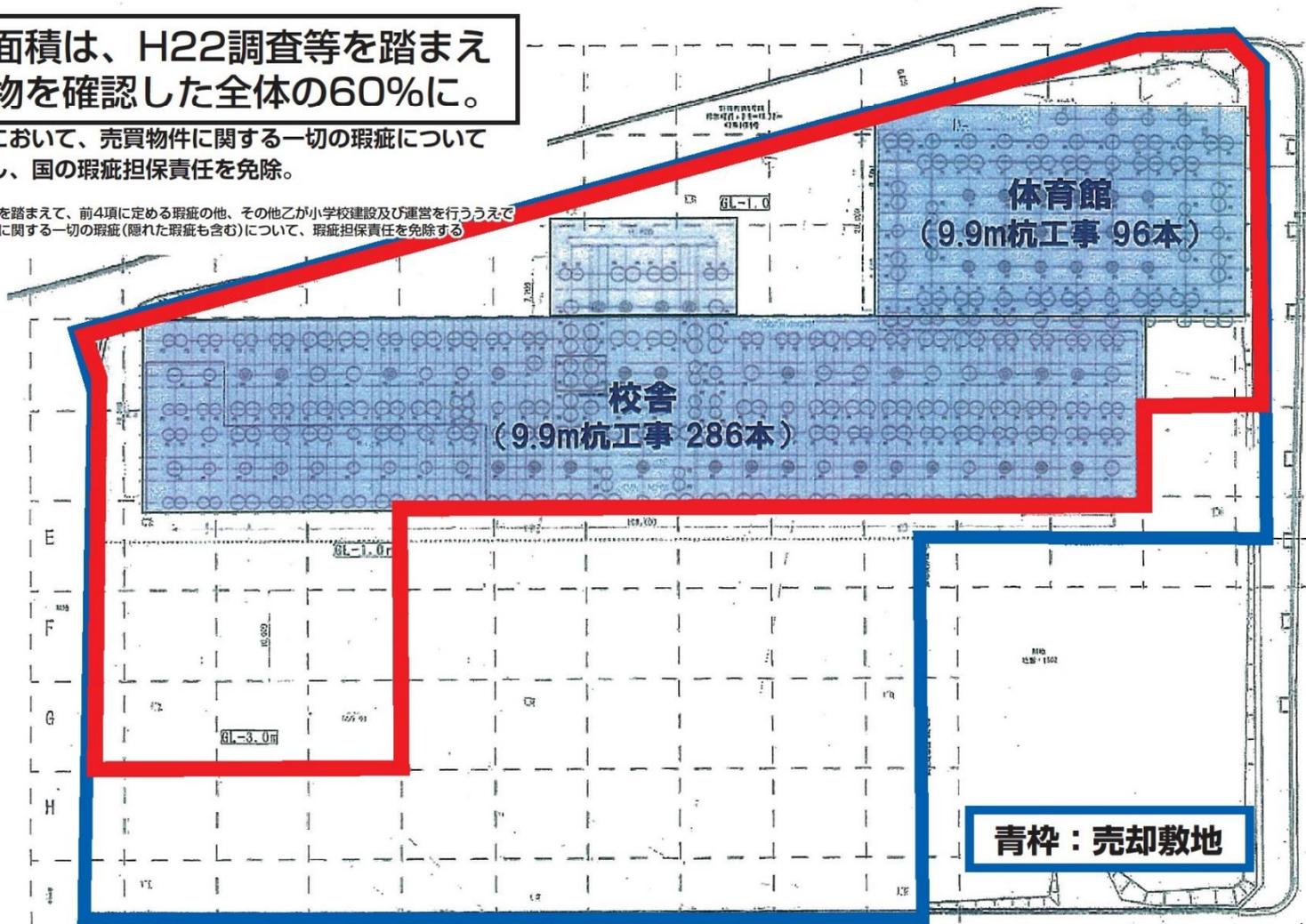
2

○対象面積は、H22調査等を踏まえ埋設物を確認した全体の60%に。

※売買契約書において、売買物件に関する一切の瑕疵について約条項を附し、国の瑕疵担保責任を免除。

契約書第41条5

乙は、従前の経緯を踏まえて、前4項に定める瑕疵の他、その他乙が小学校建設及び運営を行ううえで支障となる売買物件に関する一切の瑕疵(隠れた瑕疵も含む)について、瑕疵担保責任を免除する



生活保護基準の見直しによる影響世帯割合(推計値)

生活扶助費本体(第1類費・第2類費)、児童養育加算・母子加算の増減額

3

	全世帯	有子世帯	母子世帯
生活扶助費が上がる世帯	26%	57%	61%
生活扶助費が変わらない世帯	8%	0%	0%
生活扶助費が下がる世帯	67%	43%	38%

※ 上記の値については一定の仮定をおいた粗い試算である。

※ 端数処理の関係上、合計が100%とならない場合がある。

※ 生活扶助費が変わらない世帯とは、主に入院・入所中の者のみで構成される世帯のことである。

今回の生活保護基準の見直しの結果…

- 多子世帯ほど減額幅が大きくなる。

(例：夫婦子2人世帯1級地の1 → 年額10.8万円の減額)

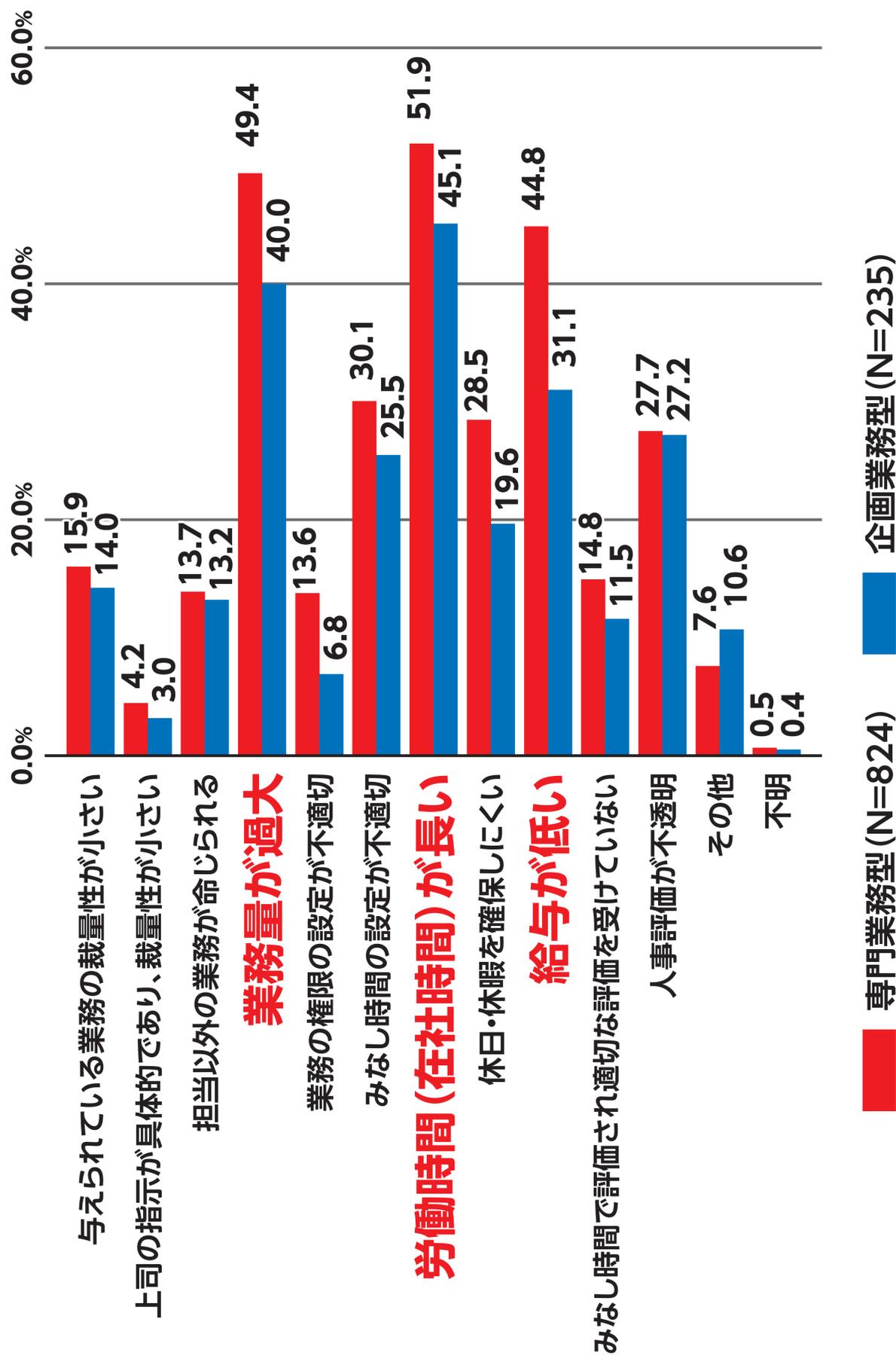
- 都市部の高齢単身世帯ほど減額幅が大きくなる。

(例：65歳1級地の1 → 年額4.8万円の減額)

裁量労働制の労働時間に関する調査結果(抜粋)

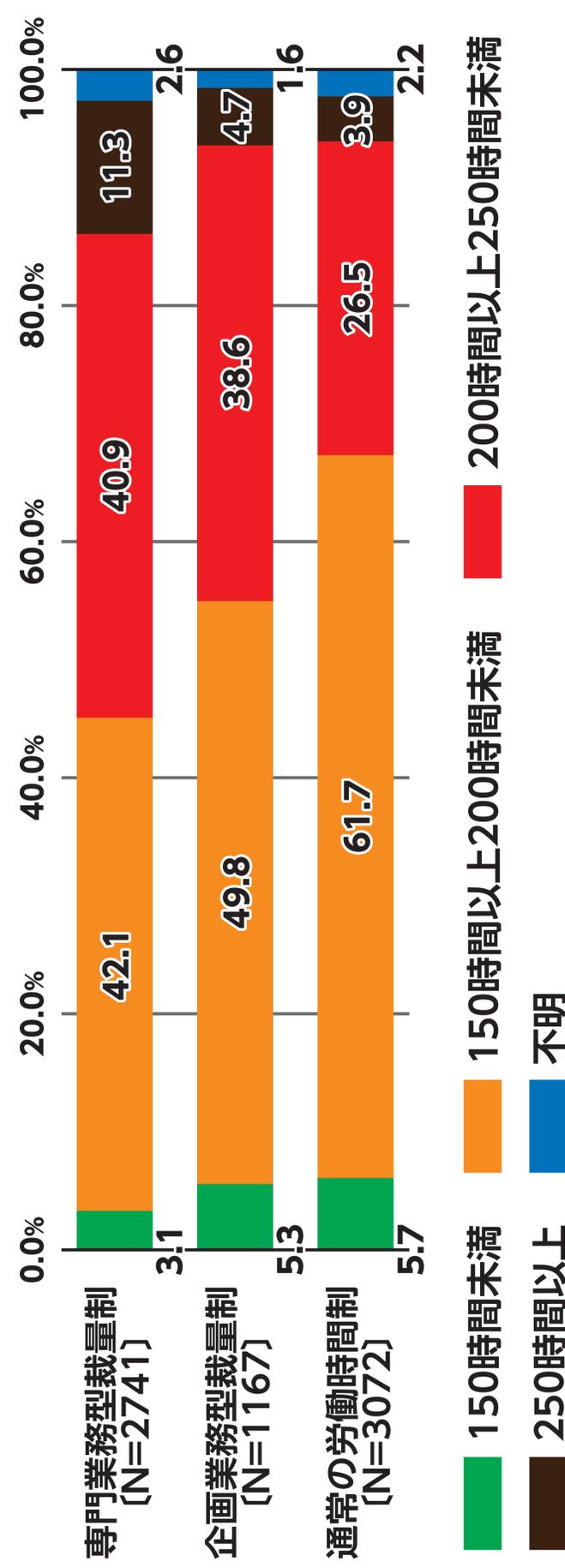
● 裁量労働制の適用に不満な点(複数回答)

— 適用されている裁量労働制別 — (厚労省抽出分)



● 裁量労働制の適用に不満な点(複数回答)

— 適用労働時間制度別 — (厚労省抽出分)



五 企画業務型裁量労働制

1 対象業務に次の業務を追加すること。

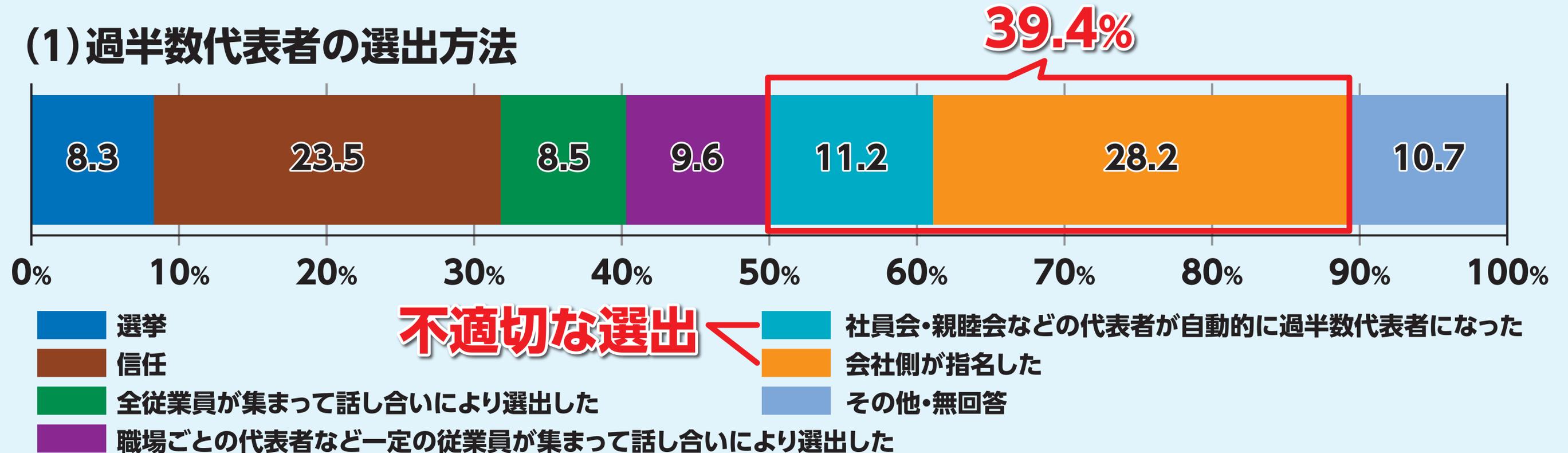
(一) 事業の運営に関する事項について繰り返し、企画、立案、調査及び分析を主として行うとともに、これらの成果を活用し、当該事業の運営に関する事項の実施状況の把握及び評価を行う業務

(二) 法人である顧客の事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析を主として行うとともに、これらの成果を活用し、当該顧客に対して販売または提供する商品又は役務を専ら当該顧客のために開発し、当該顧客に提案する業務（主として商品の販売又は役務の提供を行う事業場において当該業務を行う場合を除く。）

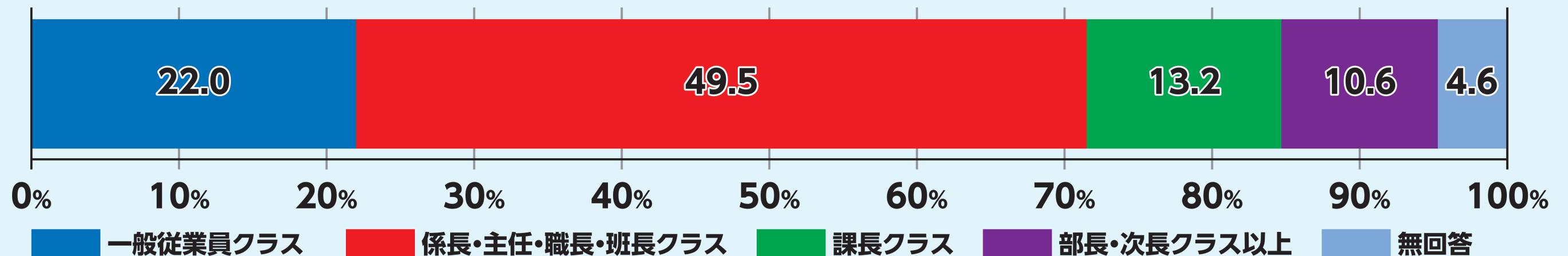
我が国における時間外労働等の現状

過半数労働組合のない事業場における過半数代表者の実態について(従業員規模1,000人未満の企業)

(1) 過半数代表者の選出方法



(2) 過半数代表者の職種



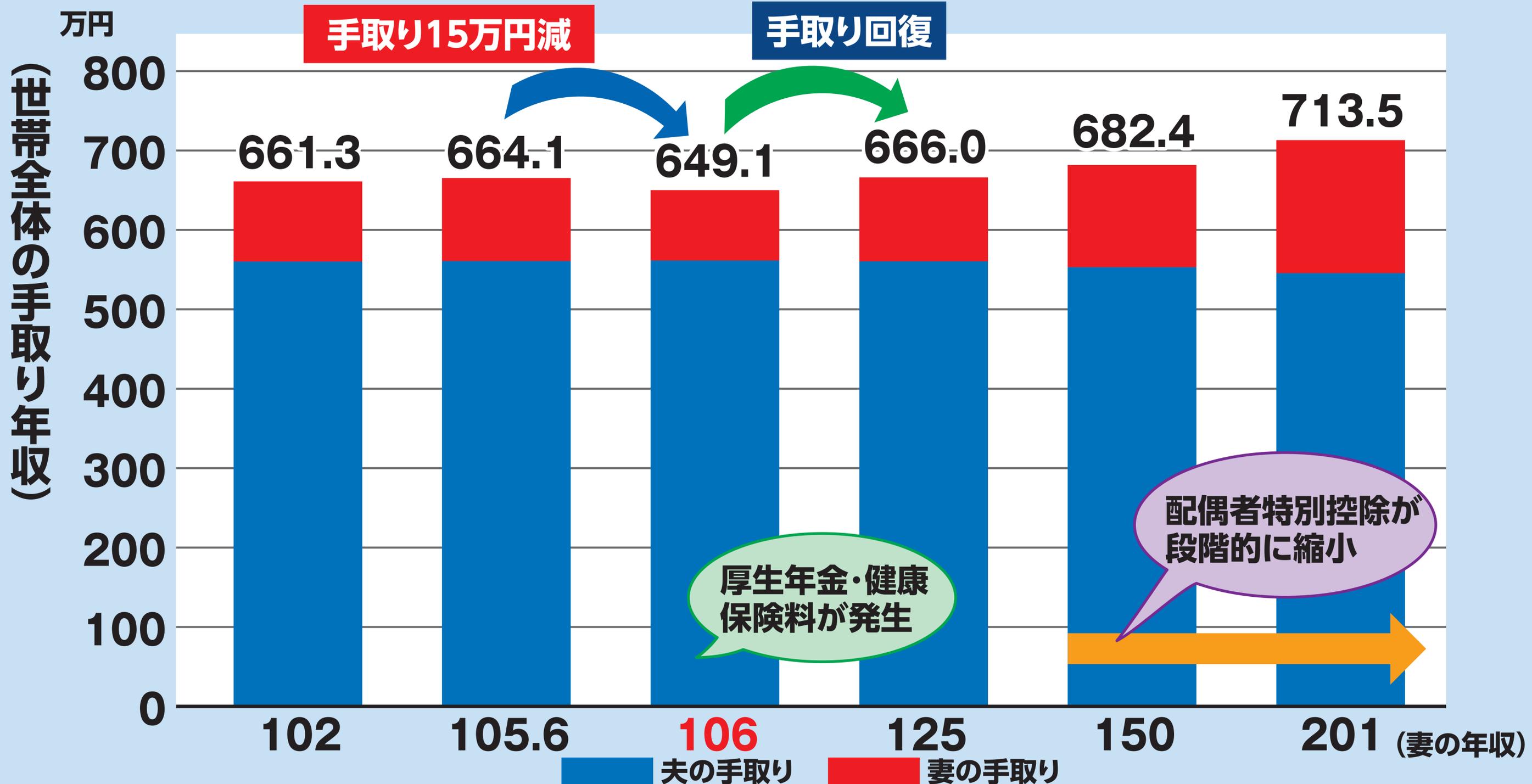
注) 「過半数代表者」とは過半数労働組合のない事業場における時間外・休日労働協定等の当事者である労働者の過半数を代表する者をいう。

本調査では、協定の従業員側当事者が「過半数代表者」であるのが全体の60.1%、「過半数組合」であるのが11.4%、協定を締結していないのが22.4%となっている。

資料) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「中小企業における労使コミュニケーションと労働条件決定」(平成19年10月)。調査は、従業員規模1,000人未満の企業からの抽出調査によるもの。12,000社を対象に郵送調査法にて実施し、2,440社から回答(回答率20.3%)。

パート主婦の働き方で世帯全体の手取りが変わる

106万円の壁を超えるケース
(従業員501人以上の企業で働き、所定の条件を満たす場合)



注) 夫は会社員で年収700万円、子どもは2人(17歳、19歳)、生命保険料控除12万円と想定。